**平成２２年（フ）第１５５号**
東京都練馬区桜台１－２－７　エスパシオ602、住民票上の住所岡山県岡山市北区東花尻415番地１
債務者　筒井　三郎
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第９号**
北海道夕張郡由仁町東光167番地
債務者　塚原　良希
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第３００号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字但馬28番地３
債務者　千石　久雄
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４８０号**
埼玉県上尾市上町２丁目７番26号　K&M上尾102
債務者　布川　周一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第１２７号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下**蔵**41番地５
債務者　林　スズ子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１０９号**
山形県東根市神町南２丁目４番207号　神町南団地Ｂ棟７号室
債務者　荒川　一寿
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７２号**
山形県西村山郡西川町大字海味585番地２
債務者　阿部　貴洋
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１１２号**
山形県東村山郡山辺町大字山辺2242番地７
債務者　高橋かおり
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５０号**
岐阜県大垣市三塚町1075番地２　Ｄ’ｇｒａｎｃｅ三塚201
債務者　近藤　恭平
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２２年（フ）第２３号**
和歌山県田辺市磯間22番30号
債務者　是川　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

## 破産手続終結

**平成２０年（フ）第４８号**
群馬県前橋市東善町157番地
破産者　有限会社山口商店
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第３６１号**
千葉県八街市八街は１番地338、前住所千葉県八街市八街は３番地142
破産者　堀越　文男
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２１９７号**
東京都目黒区三田１丁目１－６
破産者　周神　　安
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１号**
岐阜県多治見市大針町674番地の17
破産者　株式会社ヤマダ
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第１６７号**
岐阜県瑞浪市土岐町634番地の８
破産者　須田　　茂
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成１９年（フ）第１２１５号**
岡山市中区中井189番地29　大島弘子方、開始決定時の住所岡山市中区中井368番地
破産者　大島　敏昭
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１０７９号**
北海道余市郡余市町大川町７丁目29番地
破産者　医療法人社団西田内科
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部